附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、刑法等の一部を改正する法律（以下「刑法等一部改正法」という。）の施行の日（令和七年六月一日）から施行する。ただし、附則第三条の規定は、公布の日から施行する。

（旧受入受刑者に関する経過措置）

第二条　刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律（以下「整理法」という。）第四百九十一条第六項の規定により国際受刑者移送法第二十三条及び第二十五条の規定を適用する場合における国際受刑者移送法施行規則第四条、第六条及びこの省令による改正後の国際受刑者移送法施行規則（以下「新国際受刑者移送法施行規則」という。）第十一条の規定の適用については、国際受刑者移送法施行規則第四条第二号中「法第二十一条の規定により適用される」とあるのは「刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律（令和四年法律第六十八号。以下「整理法」という。）第四百九十一条第七項の規定により適用される刑法等の一部を改正する法律（令和四年法律第六十七号）第二条の規定による改正後の」と、同規則第六条中「法第二十一条の規定により適用される」とあるのは「整理法第四百九十一条第七項の規定により適用される整理法第十四条の規定による改正後の」と、新国際受刑者移送法施行規則第十一条第一項第三号中「刑名（共助刑である場合はその旨）」とあるのは「共助刑の種類」とする。

2　整理法第四百九十一条第七項の規定により更生保護法（平成十九年法律第八十八号。刑法等一部改正法第六条又は第七条の規定による改正後のものを含む。）の規定を適用する場合における犯罪をした者及び非行のある少年に対する社会内における処遇に関する規則（平成二十年法務省令第二十八号。以下この項において「社会内処遇規則」という。）第一章（第一条及び第二条を除く。）、第二章第一節（第七条第一項、第三項及び第四項、第十一条から第十四条まで、第十五条第二項、第二十一条並びに第二十八条から第三十二条までを除く。）、第三章第一節（第四十五条、第四十九条、第五十条の二、第五十一条、第五十二条第八項、第五十五条第四項、第六十三条及び第六十四条を除く。）、第四節（第九十二条第二項、第九十八条及び第九十九条を除く。）及び第七節、第四章（第百十四条及び第百十四条の二を除く。）、第五章並びに第六章（第百二十五条を除く。）並びに犯罪をした者及び非行のある少年に対する社会内における処遇に関する規則の一部を改正する省令（令和七年法務省令第十二号）の規定による改正後の社会内処遇規則（以下この項において「新社会内処遇規則」という。）第七条第一項、第十一条第一項、第十二条第一項、第二十一条、第二十八条及び第三十二条の規定の適用については、受入受刑者であって、整理法の施行前に国際受刑者移送法第十三条の命令がされたもの（次項において「旧受入受刑者」という。）を拘禁刑に処せられた者と、整理法第四百九十一条第二項の規定によりなお効力を有することとされる整理法第五十三条の規定による改正前の国際受刑者移送法第十六条第一項各号に掲げる種類の共助刑についてはいずれも拘禁刑とみなす。この場合において、社会内処遇規則第九十二条第一項第三号及び新社会内処遇規則第七条第一項第二号中「刑名」とあるのは「共助刑の種類」と、社会内処遇規則第百十八条第二項中「刑事上の手続又は保護処分」とあるのは「国際受刑者移送法第十三条の命令」と、新社会内処遇規則第七条第一項第三号中「少年法第五十八条第一項」とあるのは「国際受刑者移送法第二十二条」と、新社会内処遇規則第三十二条第一項第四号中「恩赦」とあるのは「国際受刑者移送法第二十五条第二項の規定による共助刑の執行の減軽又は免除」とする。

3　国際受刑者移送法施行規則第五条の規定は、旧受入受刑者についても適用する。この場合において、同条中「第三条」とあるのは、「国際受刑者移送法施行規則の一部を改正する省令（令和七年法務省令第三十一号）附則第二条第二項」とする。

（受入移送同意書に関する経過措置）

第三条　整理法第四百九十一条第四項の規定により整理法の施行前に同項に規定する書面への署名押印を行わせる場合は、新国際受刑者移送法施行規則別記第一号様式により行わせるものとする。

その他告示

○農林水産省告示第六百二十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和七年四月十七日

農林水産大臣　江藤　拓

一　保安林の所在場所　宮崎県宮崎市高岡町五町字北谷一五六七の三〇

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を宮崎県庁及び宮崎市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第六百二十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和七年四月十七日

農林水産大臣　江藤　拓

一　保安林の所在場所　宮崎県宮崎市高岡町五町字池内一〇九六

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を宮崎県庁及び宮崎市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第六百二十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和七年四月十七日

農林水産大臣　江藤　拓

一　保安林の所在場所　宮崎県西臼杵郡日之影町大字七折字黒仁田五〇四七の三、五〇五七の一、五〇五七の三

二　指定の目的　水源の涵養（かん）

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を宮崎県庁及び日之影町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第六百二十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和七年四月十七日

農林水産大臣　江藤　拓

一　保安林の所在場所　熊本県下益城郡美里町坂貫字大平一三七一

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字大平一三七一（次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県庁及び美里町役場に備え置いて縦覧に供する。）